6　Summary
⑴　Official in charge of disbursement of the procuring entity : Hiroshi Tomari Director-General of Kanto Regional Development Bureau, Ministry of Land, Infrastructure, Transport and Tourism.
⑵　Classification of the services to be procured : 41
⑶　Subject matter of the contract : Construction work of the Nihonbashi Muromachi underpass Part 3.
⑷　Time-limit for the submission of application forms and relevant documents for the qualification by electronic bidding system : 5 : 00 P.M. 4 October 2017.
⑸　Time-limit for the submission of tenders by electronic bidding system : 12 : 00 P.M. (noon) 6 December 2017 (tenders brought with or submitted by mail : 12 : 00 P.M. (noon) 6 December 2017).
⑹　Contact point for tender documentation : Contract Division, Kanto Regional Development Bureau, Ministry of Land, Infrastructure, Transport and Tourism Saitama Shintoshin National Government Building Tower-2　2―1, Shintoshin, Chuou Ward, Saitama City, Saitama Prefecture 330―9724 Japan TEL 048―601―3151 (ex 2525)

○第２号

1　工事概要
⑴　品目分類番号　41
⑵　工事名　H29・30国道50号下館ＢＰ玉戸跨線橋切回道路工事（電子入札対象案件）
⑶　工事場所　自）茨城県筑西市玉戸
　　至）茨城県筑西市神分
⑷　工事内容　工事延長　Ｌ＝875m　道路土工　１式　掘削工　9,900㎥　路体盛土工　15,450㎥　路床盛土工　6,570㎡　法面整形工　2,820㎡　地盤改良工　１式　浅層混合処理　960㎡　中層混合処理　12,390㎡　法面工　2,820㎡　擁壁工　１式　補強土壁工　4,110㎡　排水構造物工　１式　仮橋下部工　１式　仮橋上部工　１式　橋梁付属物工　１式　構造物撤去工　１式　仮設工　１式
⑸　工期　契約締結の翌日から平成30年12月20日まで。
⑹　使用する主要な資機材　鋼材　約604ｔ
⑺　本工事は、入札時に技術提案［ＶＥ提案］を受け付けるとともに、「工事全般の施工計画」を求め、価格と価格以外の要素を総合的に評価して落札者を決定する入札時ＶＥ方式［総合評価落札方式（技術提案評価型Ｓ型）］の工事である。また、品質確保のための体制その他の施工体制の確保状況を確認し、施工内容を確実に実現できるかどうかについて審査し、評価を行う施工体制確認型総合評価落札方式の試行工事である。また、本工事は、契約締結後に施工方法等の提案を受け付ける契約後ＶＥ方式の試行工事である。
⑻～⑾　第１号１⑻～⑾に同じ。
⑿　第１号１⒁に同じ。
⒀　本工事は、求める技術提案を最大３提案として評価を行う「技術提案簡易評価型」の試行工事である。
2　競争参加資格
⑴～⑵　第１号２⑴～⑵に同じ。
⑶　関東地方整備局（港湾空港関係を除く。）における一般土木工事に係る一般競争参加資格の認定の際に客観的事項（共通事項）について算定した点数（経営事項評価点数）が、1,100点以上であること（⑵の再認定を受けた者にあっては、当該再認定の際に、経営事項評価点数が1,100点以上であること。）。
⑷　第１号２⑷に同じ。
⑸　平成14年４月１日以降に、元請けとして完成・引渡しが完了した下記の要件を満たす同種工事の施工実績を有すること（共同企業体の構成員としての実績は、出資比率が20％以上の場合のものに限る。（ただし、異工種建設工事共同企業体については適用しない。））。
㋐　盛土量が10,000㎥以上の道路工事であること。
㋑　道路における補強土壁の工事であること。
ただし、上記㋐、㋑は「同一工事でなくてもよい」。ただし、申請できる同種工事の施工実績は２件までとする。
なお、当該実績が国土交通省が発注した工事のうち入札説明書に示すものに係る実績である場合にあっては、評定点合計が入札説明書に示す点数未満であるものを除く。
経常建設共同企業体にあっては、構成員のうち１社が上記の施工実績を有し、他の構成員は、上記㋐の施工実績を有すること。
また、異工種建設工事共同企業体としての実績は、協定書による分担工事の実績のみ同種工事の実績として認める。
⑹　第１号２⑹に同じ。
⑺　第１号２⑺に同じ。
①　第１号２⑺①に同じ。
②　１人の者が、平成14年４月１日以降に元請けとして完成・引渡しが完了した上記⑸㋐、㋑に掲げる工事の経験を有する者であること。ただし、上記期間に育児休業等を取得していた場合及び事業促進ＰＰＰに従事していた場合は、その期間と同等の期間を評価期間に加えることができる。詳細は入札説明書による。（共同企業体の構成員としての経験は、出資比率が20％以上の場合のものに限る。（ただし、異工種建設工事共同企業体については適用しない。））ただし、上記㋐、㋑は「同一工事でなくてもよい」。ただし、申請できる同種工事の施工経験は２件までとする。
なお、当該経験が国土交通省が発注した工事のうち入札説明書に示すものに係る経験である場合にあっては、評定点合計が入札説明書に示す点数未満であるものを除く。
ただし、経常建設共同企業体にあっては、１社の主任技術者又は監理技術者が上記の工事経験を有していればよい。また、異工種建設工事共同企業体としての経験は、協定書による分担工事においての経験のみ同種工事の経験として認める。
③　第１号２⑺③に同じ。
⑻～⑾　第１号２⑻～⑾に同じ。
3　総合評価に関する事項
⑴　落札方式
①　入札参加者は「価格」、「技術提案［ＶＥ提案］」、「工事全般の施工計画」及び「施工体制」をもって入札し、次の㋐、㋑の要件に該当する者のうち、⑵「総合評価の方法」によって得られた数値（以下「評価値」という。）の最も高い者を落札者とする。
㋐　入札価格が予定価格の制限の範囲内であること。
㋑　評価値が、標準点を予定価格で除した数値（「基準評価値」）に対して下回らないこと。
②　第１号３⑴②に同じ。
⑵　総合評価の方法
①　第１号３⑵①に同じ。
②　「加算点」の算出方法は、予定価格の制限の範囲内での入札参加者のうち、下記㋐、㋑のそれぞれの評価項目毎に評価を行い加算点を算出する。また、「施工体制評価点」は下記㋒の評価項目を評価して算出する。なお、「施工体制評価点」の低い者に対しては「加算点」を減ずる場合がある。
㋐　技術提案［ＶＥ提案］の項目として「補強土壁の品質確保に係わる具体的な提案」
㋑　工事全般の施工計画
㋒　施工体制（施工体制評価点）
③　第１号３⑵③に同じ。
④　②㋐、㋑、㋒の評価項目について、共通仕様書、特記仕様書及び関係法令を遵守し、一般的な施工機械により施工（詳細は入札説明書参照。）及び管理する方法を用いて作業を行う者で、入札説明書等に記載された要求要件を実現できると認められる場合に標準点（100点）を与え、さらに②㋐の技術提案［ＶＥ提案］及び②㋑の工事全般の施工計画並びに②㋒の施工体制の内容に応じて、それぞれ加算点及び施工体制評価点を算出し与える。なお、②㋐の技術提案［ＶＥ提案］を行わない者は、②㋑㋒の内容に応じて、それぞれ加算点及び施工体制評価点を算出し与える。
⑤　②㋐の「補強土壁の品質確保に係わる具体的な提案」の技術提案［ＶＥ提案］については、予定価格の制限の範囲内の入札参加者のうち、提案内容に応じて、それぞれ、Ⅴ（30点）、Ⅳ（23点）、Ⅲ（15点）、Ⅱ（８点）、Ⅰ（３点）及び不採用により評価を行い加算点を与える。
②㋑の「工事全般の施工計画」については、予定価格の制限の範囲内の入札参加者のうち、内容に応じて、Ⅴ（30点）、Ⅳ（23点）、Ⅲ（15点）、Ⅱ（８点）、Ⅰ（０点）により評価を行い加算点を与える。なお、未提出である又は全ての提案が不適切である場合は欠格とする。